



ストップで行うということにしているところがございます。

新しいチャンスをつかんで外需を獲得できるよう、政策を総動員して中堅・中小企業の支援をしまいたいというふうに考えています。

○升田委員 大臣より大変向きな答弁で、大変安心しました。ワンストップ、これは最初から最後までワンストップということで、そういう認識のもとで取り組んでいただきたいと思います。

そこで、今度は、ジェットロが頑張っているいろいろなやり方。ただ、ルールや手続や、あるいはパートナー、これも今答弁があつたようにとても大事なんです、一方で大事なものは、米などの農水産物を輸出しているということ、今政府はこれを大きな柱に掲げておられますが、需要がないと売ることができないですね。物をつくりました、向こうが欲しくないというわけでありまして、それから、その外国、その地域での需要拡大の戦略を持つということ、これはまた極めて大事な視点である、私はこう思います。

この辺の取り組みについて、またお尋ねしたいと思っています。

○林国務大臣 御指摘の米を初めとする農水産物の輸出拡大は大変重要な課題だと思つています。この海外展開に関しまして、ジェットロを通じて、海外でのセミナーあるいは試食会などを通じてプロモーション、また大規模な食品展示会での販路開拓支援、あるいはまたバイヤー招聘などを実施しているところでございます。

このような取り組みに加えて、先ほど申し上げました新輸出大国コンソーシアムを通じて、ワンストップでの海外支援を行うということで今進めているところでございます。

さらに、コンビニエンスストアの海外展開とあわせて日本の食品を海外に売り込むため、ことし一月にコンビニエンスストアとジェットロとの協議会を設置したところでございます。まず、十一月にもベトナムの日系コンビニエンスストア二百店舗でテスト販売を実施する予定でございます。

今後とも、農林水産物、食品の海外展開を一層推進するために、内閣官房に設置されました農林水産物の輸出強化ワーキンググループには私も副座長として参画をしております。昨日、農林水産物の輸出強化戦略を取りまとめたところでございます。

今回の戦略は政府を挙げて取り組むこととしておりますけれども、経産省の関連としては、まず、現地のニーズなど輸出に関する情報をジェットロに一元化をして集約し、ユーザーが使いやすい形で提供する、また、プロモーションの企画、実行については、ジェットロの機能を最大限活用しつつ、官民一体となつて統一的なプロモーションの企画、実行を推進するということが盛り込まれたところでございます。

経産省としても、ジェットロの取り組みをしっかりと後押しして、関係省庁と連携しながら、政府一丸となつて農林水産物あるいは食品の海外展開を進めてまいります。

○升田委員 農林水産物の貿易産業化というのは、私は否定しません。しかし、過大な期待というのも意外と危険だと思つています。

やはりその意味においては、需要が拡大できるような取り組みというのはとても大事なことで、思ひますので、しっかりとそこは取り組んでいただきたと同時に、今大臣の方からジェットロという言葉が何回も出てまいりましたから、やはりこれは予算はもつとあつていかないと私はだめだと思ひます。

あと残された時間、農山漁村の再エネ、風力発電に関するところで一点だけ伺ひたい、こう思ひます。

きのうFIT法案が通りましたけれども、風力発電に取り組んでいる現場の声を聞きますと、農業振興地域内の農地転用というのが意外と足かせになっているんだという声が聞こえるんですね。時間の関係上、これは答弁を求めるともう時間が来てしまふので、私の思いだけを伝えさせていただきます。

私もいろいろ聞きました、自治体とかにも。そうしましたら、農業振興地域内の転用というのはなかなか難しいということなんです。

と、小型風力発電は六メートル掛ける六メートルぐらいのエリアで大丈夫なんだ、ですから、土地の隅っこ、角隅の土地なんかはもつと柔軟にやつてもらいたい。

そして、これは現場の相場観ですが、土地を貸すと、大体一万円をその地主に上げていっているんですね。しかも、その土地というのは高齢者が持っているのが大半の例なんです。

そうしますと、年金のほかに月一万円の収入があるとしたら、これは高齢者にとっては大変貴重な収入になる。私の知り合いで六万五千円を満額でもらっている方は、私は余り出会つたことがありませんよ。四万か五万、この間が大体現場の空気感なんです。

そこで一万円の収入が入る。仮に二カ所をそのお年寄りが貸すことができた、月二万円ですよ。これは相当重要な収入源になりますので、そういう現状を見きわめて、再エネを進めたいという方向性も鑑みて、こはもつと柔軟に工夫していただきたいということを申し上げて、お時間が来たので終わりたいと思ひます。

○高木委員長 次に、藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

私は、熊本地震における中小企業、個人事業主への支援についてお聞きをしたいと思います。一カ月たちまして余震が続く、本当に身体的にも精神的にも大変厳しい状況で、業者の方も苦しんでいるというのが現状です。

私も、四月二十四日と五月七日に現地に入りまして、さまざまな方からお話を伺つてまいりました。

大変被害が大きかった益城町では、傾いて潰れている、周り全部がそういう状況ですけれども、ある理髪店が営業されておりました。水は当然な

いんですが、給水所からポリタンクでくんできたり、あるいは雨水を使つたりしながら、お客さんに使うわけじゃないですけれども、さまざまな形で水を確保して、それをもとに営業している。

御主人は、気持ちいいと言つてくれるのが本当にうれしくて、散髪したりいろいろなさることをしています、営業していきつとつちやっています。

他方で、大きな被害を受けている方もいらつちやいます、宇城市でスナックを営む四十代女性、三人の子供を育てるシングルマザーですけれども、もう気がおかしくなりそう、少しも気を緩めることができない、毎日毎日精神的に限界だとおっしゃっていました。

収入がない、しかし月々の支払いはある、修理費は持つていないし、お金が借りられるかもわからない、本場に、従業員のことも、家族もあつて、補償もしてあげたいんだけどできない、助成があると本場に助かります、こういうお話でした。

このほかにも、修理代はどうなるんだ、あるいは貯金がない、こういう声をたくさん伺つてまいりました。

大臣にお聞きしたいんですけども、やはり、地域にとつては、中小企業、とりわけ小規模事業者というのが復興していくのかどうかというのが大変重要な意味を持っていると思ひます。

二〇一四年には、小規模企業振興基本法も制定されました。ここで本場に、地域における、あるいは地域経済、地域の雇用における小規模企業の役割についての改め政府としても光を当てたいというふうに認識をしております。

今後、震災からの復興、この復興策、支援策を経産省としても具体化していく上で、やはり小規模事業者を光を当てた支援に力を入れるということが特別重要じゃないかと思ひますが、大臣の御認識をお願いいたします。

○林国務大臣 委員御指摘のとおりでございます。中小企業あるいは小規模事業者、これが大変

今苦しんでおりますので、それをまず、お話を聞き、対応していく、寄り添って対応するということが非常に大事だろうというふうに認識しております。

○藤野委員 その立場でぜひお願いしたいと思っております。

具体的制度について、ちょっとたくさんあるの聞いていきたいんですが、まず雇用調整助成金であります。

これは、私も熊本県知事と懇談させていただいたときにも、やはり雇用調整助成金、必死で頑張って雇用を支えている、ぜひこれは要件緩和してほしいという要望もいただきました。お伺いすると、本庁への相談が既に百件を超えていて、県への相談も千件を超えているとお聞きをしました。

これは政府にお聞きしたいんですが、雇調金について、この間要件緩和されていると思うんですが、どのような要件緩和がされているか、そして、そのことをどのように周知徹底しようとしているか、御答弁ください。

○広畑政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきました雇用調整助成金でございますが、今御紹介いただきましたように、相談件数でございますが、一昨日、五月十一日時点で、厚生労働本省におきましては、電話相談でございますが百六十八件、熊本労働局におきましては千八百八十八件、これは実は全体では九千件を超えるんですが、雇用保険の方が多くて、雇用保険は五千七百件程度ということになります。

御指摘の特例措置の内容でございますけれども、熊本地震の発生に伴って事業活動の縮小を余儀なくされた事業所につきましては、雇用の安定を図ることが極めて重要でございます。

雇用調整助成金の要件につきまして、まず四月二十二日でございますが、生産量等の減少の確認期間を前年同期の三ヶ月から一ヶ月に短縮する特例措置を講じております。それから、五月九日

でございますけれども、九州各県内に所在する事業所が休業を実施した場合の助成率の引き上げ、具体的には中小企業は三分の二から五分の四へ、それから四月一日に入職をされました新規卒業者等を念頭に置きまして、雇用保険の加入期間が六ヶ月未満でも対象にするといった内容でございます。

こうした措置を周知するために、熊本労働局におきましては、商工会議所の協力を得まして、事業主に対する説明会をこれまで十数回開催いたしました。今後とも十回以上を予定してございます。それから、先ほど御紹介申し上げました熊本労働局と各ハローワークで個別の相談に対応してございます。

○藤野委員 本場に、きのう聞いたよりも相談件数がさらにふえているということですので、ぜひしっかりと周知して活用を進めていただきたいと思っております。

そして、冒頭紹介したように、修理に対する要求というのはやはり業者の皆さんはかなり多くて、もちろん応急修理制度等あるわけですが、それにとどまらず、やはりさまざまな支援を行っていく必要がある。現行制度でも、耐震補強のための助成はございますし、住宅リフォーム制度もございまして、こうしたものを、震災に合わせて拡充して、ぜひ実施していただきたい。これはすぐできるというふうに思うんですね。

その上で一つ御検討いただきたいのが、今、業者に焦点を当てた商店リフォーム制度というのがあるんですね。住宅リフォーム制度というのはかなり全国に広がっておりますが、商店、商店街とか業者さんとかがお店を修理する、改築する、こういうリフォーム制度が実は群馬県高崎市で既にうられていて、もう大歓迎をされております。費用の二分の一補助で店舗の改装とか備品の購入ができるということで、これをぜひ、今回困っている人に、政府としても、既に動いて歓迎されている制度ですから、参考にしていただきたいという

ことを求めたいと思います。

そしてもう一点、東日本大震災で大変力を発揮したグループ補助金制度、通称ですけれども、これがやはり今まさに求められているというふうに思っております。

東日本大震災を受けて、中小企業の皆さんがグループをつくって、さまざまな形で補助を受けていくわけですね。ただ、これは大変重要なことで、東日本に特化してつくられた初めてで非常に画期的な制度だと思っておりますけれども、東日本大震災を契機につくられていまして、それをそのまま熊本に持ってきていまして、それをそのまま被災者の状況も違いますし、なかなか、熊本の皆さんあるいは大分、九州各県の皆さんに使用し勝手がいいとは必ずしも限らないというふうに思っております。

そこで、やはり今回、熊本に特化した形で、新しい、ちょっと変形するような形でグループ補助金制度をつくることを検討したらどうかと思うんですが、この点はいかがででしょうか。

○林国務大臣 今御指摘のグループ補助金につきましては、東日本大震災による被害が、サブライチェーンに悪影響を及ぼすほど範囲が広く、かつ甚大であった、そして被災事業者の取引先にも連鎖的に悪影響が及ぶことから、中小企業等がグループを構成して早期復旧を図る必要があったというところを踏まえて、特別に措置された制度でございます。

今般の熊本地震への対応につきましては、発災直後より相談窓口を設置すると同時に、激甚災害指定を受けた融資の金利引き下げや、通常の保証とは別枠での一〇〇％保証などの措置を講じてきたところでございます。

被災地のためにできることは全部やっていると考えるのも、現地の被害状況あるいは支援ニーズに応じて、グループ補助金のような施策も含めまして、どのような支援を実施していくか、また、本日閣議決定された補正予算案に計上されている熊本地震復旧等予備費を活用した支

援策を検討してまいりたいと思います。

○藤野委員 グループ補助金のような制度も含めてという答弁でしたので、ぜひ現場の業者の皆さんが求める支援を具体化していただきたいと思っております。

引き続きまして、金融支援につきましても、これは大変重要だというふうに思っております。

被災地では、ローンの返済をとかく猶予してほしいという、いわゆるリスケの要望というのが非常に多いと聞いております。この点につきましては、事前にお聞きもしておりますけれども、時間の関係上こちらでちょっと紹介させていただきますが、熊本では約二千四百件、大分では百三十件ということだと伺っております。五月十日段階ですので、恐らくまたふえているかもしれません。

こうした声に金融支援としても応えていく必要があると思っておりますが、この点でお聞きしたいのが、いろいろされておりますけれども、先ほど大臣もお触れになったセーフティーネット、信用保証協会のセーフティーネット保証四号であります。これは大変重要な制度だと思っておりますが、二点だけちょっとお聞きしたいんです。

一つは、このセーフティーネット保証四号は、直接被害があった業者さんだけではなくて、間接的な被害を受けた方も対象になる、例えば、直接被害じゃなくても、取引先が被災して注文が減ったとか、いわゆる発注量が減ったとか、これによって被害を受けた間接的な被害も対象になるということでしょうか。ちょっと確認させていただきます。

○豊永政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、セーフティーネット保証四号につきましては、間接被害、いわゆる間接的な取引先、それからまた予約のキャンセルといったような間接被害にも対応させていただいております。

○藤野委員 もう一点確認させていただきたいんですが、現時点でこの保証四号の適用は熊本、大

分そして鹿児島だと認識をしております。しかし、やはりなかなか影響は広がっております。

長崎では、例えば地元の銀行のシンクタンクの調査では、影響があると答えた地元企業が五・五％とかなりやはり広がっておりますし、先ほど近藤委員からは宮崎の事例も紹介されておりました。観光産業などは特に裾野が広くて、今後、さまざまな業種に影響が及ぶ可能性があると思っております。

その点で、今後、今の三県にとどまらず、機動的に対象を広げていく、この構えであるということも確認させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○豊永政府参考人 お答え申し上げます。

今委員のおっしゃったとおりだと考えております。

当初、熊本、大分と適用しましたけれども、既に、私もからお呼びかけする形で鹿児島県が呼応されましたし、ほかの県にもニーズがあればということでお声がけをしており、近々そういったことが具体化していくものと期待しております。

○藤野委員 ぜひ、声をかけることも含めて、政府のイニシアチブを発揮していただきたいと思っております。

そして、金融ということであれば、こういう大災害の場合は二重ローンというのが大変大きな問題になります。

配付資料をお配りさせていただいておりますが、これは熊本の保証協会が出している雑誌から抜き出した、いわゆる保証債務残高の件数と金額であります。

熊本市全体でいえば一万五千四百四十四件で千六百六十四億円、益城町が四百八十九件で三十四億二千九百万円、大変大きな被害であります。もちろん保証つきだけのことで、実際には、保証がついていない民間のローンというのもあると思うんですね。調べましたら、地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合の中小企業向け貸出残高は、熊本県だけで二兆八千七百二十二億円という形です。

ら、配付資料にとどまらない大きな影響があることは認識しております。

熊本県の商工団体連合会が五月二日に行った緊急要請の中で、二重ローンの解消ということが要求されております。

そこで、金融庁にお聞きしたいんですが、全国銀行協会、いわゆる全銀協が昨年十二月に、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを発表したと思いますが、これは債務者にとつてはどのようなメリットがあるか、簡潔にお答えいただければと思います。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねいただきました自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインでございますけれども、これを活用していただくことで、債務の弁済が困難となった被災者の方々におかれましては、法的な倒産手続による不利益を回避しつつ債務免除を受けることが可能となる、さらに、手続に要する弁護士費用等については国の補助を受けることができるということ、大きな意義を有しているというふうに考えております。

○藤野委員 これはやはり、二重ローンをどうしようかと悩んでいる方にとつては、大変大きな制度だということに認識しております。

これは四月から適用が始まったということで、そして四月十四日に熊本地震が起きたということ、まさにこのガイドラインが適用される初めての震災がこの熊本地震になるというふうに思っています。

大事なのは、やはり、東日本大震災のときはこうしたガイドラインがまだ完全に整備されていなくて、皆さんに周知される前に、もう返しちゃうとか、大変だったけれども借金だからというところで払ったという方がかなりいらつしたというふうにも聞いております。今回は、このガイドラインがもう既に動いているわけですから、そうした、知らずに払ってしまったという方がないように、ぜひ周知徹底をお願いしたいなというふうに思っております。

そして、この点についても、課題という点で一つだけ確認したいんですが、実は、このガイドラインの前にもう一つガイドラインがありまして、個人債務者の整理に関するガイドラインというのが大震災を契機につくられて、それが大震災後五年間運用されて、今回のものに結実したというふうになっているわけです。

それとの関連もあるんですが、今回新しくできたガイドラインについて、仙台弁護士会の会長名で声明がことし一月二十八日に出されていると思うんですが、ここで、いわゆる今のガイドラインのもとになったガイドラインの解釈、運用がちょっと厳しかったんじゃないかと、支払い不能の要件認定が厳しかったとか、そういう指摘がされていると思うんです。

金融庁としては、これらの指摘をどのように認識されているのか、これをどう今後に生かしていくとされているのか、御答弁をお願いします。

○齋藤政府参考人 東日本大震災のガイドラインについては、先生御指摘のような点が言われているということは私も承知をいたしております。今般の自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインですけれども、東日本大震災につくられたガイドラインを基本的にはベースとしていたしまして、それを全国に展開していくというものでございます。

このガイドラインを取りまとめるに当たりましては、法曹関係者等有識者の方々の御意見も踏まえてつくられておりますし、また、実際にその運営をされていく段階では裁判所の特定調停の制度なども使われていくということでございますので、債務者、金融機関、どちらか一方の立場に偏るといってはいけなくて、中立的な問題の解決を図られていくということを期待しているところでございます。

○藤野委員 事前のレクでは、世界的に見てもこうした制度は珍しいと、やはり災害国日本で二重ローンというのがたが重なる問題の中で、知恵と

力を合わせてつくられてきた大事な制度だというふうに私も思っております。

だからこそ、やはりこうした制度をより債務者が求める形で運用していただきたいし、そうした立場で政府が臨んでいただくことを強くお願いしたいと思っております。

そして、このガイドラインを実効性あらせるためにも大変大きな問題だと思っておりますのは、今、義援金が各地から寄せられておまして、私も四月と五月に行ったときもお持ちしたわけですが、これははたっておきますと、この義援金が資産だと言われて差し押さえの対象になってしまふ。ここに金があるじゃないかということで差し押さえられてしまつて、せっかく寄せられた思いが全く生かされないということがあると思っております。

五月九日には日本弁護士連合会の中会長も緊急声明を出されて、この問題を指摘されました。その中で、こうおっしゃっています。「義援金は被災者の被害復旧と生活再建のために集まった善意の金員であり、債権者が債権満足の原資として期待すべきものでなく、一律に差押禁止財産とすることが相当」と述べております。私はそのとおりだというふうに思っています。

東日本大震災のときは特別立法が超党派でできまして、差し押さえ禁止が実現をしております。今回もこうした動きが既にありというふうに思っております。

私がお聞きしたいのは、災害のたびにこういうものをつくるよりも、金融庁さんとして、こうしたものを恒久的な制度として検討した方がいいんじゃないかというふうに思っていますが、こうした点はいかがでしょう。

○齋藤政府参考人 お答えを申し上げます。義援金を差し押さえる対象から外すかどうかというところについては、まさに先生御指摘のとおり、東日本大震災には超党派議員立法でそれが措置された、今般についてもそうした動きが出てきているということで、私どもも承知をいたしてお

ります。

この点についてより一般化した制度をというお尋ねでございますけれども、この点については所管はむしろ法務省ということになるかと思ひますけれども、そちらとも連携をとりながら、私どもとしても、状況もフォローしつつ考えてまいりたいというふうに思っております。

○藤野委員 そうなんですけれども、ぜひ、二重ローンの問題をやられている立場で力を發揮していただければと思っております。

このガイドラインは大事なんですけれども、二重ローン問題の根本的解決にはやはりもっともいろいろな制度が要ると思っております。

東日本のときには政府が債権買い取りの機能を持つ組織を二つもつくっているのやられましたし、民間のガイドライン任せ、大事なんですけれども、それだけでなく、やはり政府としても、そうした買い取り機構も含めてインシテアチブを發揮していく必要があると思っております。二重ローンについては抜本的な支援が引き続き今後も重要になってくる。今回、とりわけ建物の被害というのが多いので、この点は要求をしておきたいと思ひます。

最後になりますけれども、安倍総理も四月二十九日に熊本に入られて、二十三日も入られていますけれども、官邸のホームページを拝見しますと、総理はこうおっしゃっております。「熊本の商店街の皆様からも、こうした困難な状況の中において、何とか現在の生業を維持し、そして活力を失わないように頑張っている姿から大変な感謝を受けたところでございます。」と。

私は、この「生業を維持し」という言葉を総理が使われたこと、大変重要だと思っております。何かもうけを上げてとか、何か効率よくとかではなくて、やはり、暮らしながら、雇用を維持しながら経営もやる、まさにこのなりわいという言葉に応援していく。冒頭の小規模企業振興基本法にもつながる精神だと思ふんですが、これに一番きくのは、やはり壊れた店舗をどうするのか、店の

修理をどうするのか、設備再開のための費用をどうするのかという直接支援だというふうに思ふんですね。

大臣、最後に決意をお聞きしたいんです。経産省としても、先ほどおっしゃいましたが、やることを全部やるということを、やはり直接支援を含めてこれから取り組んでいただきたいということ、最後に決意をお聞きして、質問を終わりたいと思ひます。

○林国務大臣 私も被災地の現状を、五月七日でしたけれども、この目で見て、この耳でお聞きするということのために訪問させていただきました。

被災された特に中小企業の方々が一日も早く事業を再開できるということが被災者そのものを元気づけることになるだろうし、熊本県そのものの元気づけにつながっていくというふうに考えておりまして、精いっぱいこれに対応してまいりたいと思っております。

○藤野委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○高木委員長 次に、木下智彦さん。

○木下委員 おおさか維新の会、木下智彦でございます。

本日もお時間をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは一般質疑ということで、私の方から話させていたいただきたいのは、中小企業それから小規模事業者に対する対策ということで、今、経産省さんを初め政府としては、今までの直接金融や間接金融というところから、その上を行くいろいろな形の支援というふうなことを考えられていて、単純ではない問題だと思ひますけれども、今までのやり方とは違って、国内の産業がしっかりと活発化していくというふうなことに本気で取り組むような形にちよつと進み出したのかなと思つて、私は非常に期待をしておるところでございます。そういった観点できょうは質問させていただきます。

すけれども、ちよつと前の話になるんですけども、二月十五日に一つの裁判で中間判決というのが出てまして、きょうはその話をちよつとクローズアップさせていただきたいと思ひます。

この中間判決はどういったものかというところ、アップル社、アメリカのアップル社ですね、アイフォンであるとかアイパッドであるとかマックというPCであるとか、こういうものをつくっている会社、当然皆さん御存じだと思いますけれども、そこと日本の中小企業の一社が争った裁判であります。日本のその中小企業は、アップル社のマックというパソコンのある部品をつくつておりまして、アップル社に対して納入をしていたんですけれども、そこでいろいろな問題が出てきました、裁判を起した。

この中間判決がおもしろかつたんですけれども、私が説明するよりも、その経緯であるとか、今どういう状況にあるのかということについて、法務省の方からまずちよつと御説明いただきたいと思ふんです。お願いいたします。

○金子政府参考人 お願いします。

委員御指摘の事案は、島野製作所という会社が、アップル社の債務不履行や不法行為を理由として、損害賠償の支払いを求める訴えを東京地方裁判所に提訴したものと承知しております。

訴えを受けたアップル社の方は、島野製作所の訴えが、裁判管轄をアメリカ合衆国カリフォルニア州とする島野製作所とアップル社との間の契約書の定めと違反するとして、島野製作所の訴えを却下するように求めていたわけでありまして、東京地方裁判所は、今委員御指摘のありましたことし二月十五日の中間判決によりまして、島野製作所とアップル社との間の管轄に関する合意が一定の法律関係に基づいてされたものではないのでその効力を生じないとして、訴えを却下するアップル社の主張に理由がないという判断をしたものでございます。

○木下委員 ありがとうございます。

こともあると思ふんですけども、要は、どんなことかというところ、アップルに島野製作所さんが商品を納入しました。その契約書の中に何て書いてあったか。これは普通に契約書の中に書くんですけども、何か問題が起つたときに、訴訟行為なんかが起つたときにどこで裁判を管轄するかということが契約書の中に書いてあった。そこには、アップル社があるカリフォルニア州の裁判所で全てのものについて管轄するということに書いてあったらしいんですね。

それが、問題が起つてしまつた。どんな問題が起つたかというところ、商品を納入してやつていたんですけども、島野製作所さんがいきなり取引をとめられちゃつたような形になつたんですね。なぜかというところ、アップルが同じような部品を違う国の、これは台湾だったかどこだったかと思ふんですけども、そこに納入元を変えちゃつたんです。しかも、その特許権を持っているのが島野製作所なんじゃないかというふうな主張をされていたんだと私は記憶しているんですけども、契約書でちゃんとやつて納入していたのに、そうしたらいきなり違うところに変えられた。

もつとひどいのは、いや、もう頼みますよというふうな島野製作所がアップル社に言つたら、今度はどういふふうに言つたかというところ、発注を受けていたもので、自分の会社の設備投資を思いつ切りにして、アップルと契約してやつていたんだからと思いつ切りにやつて、なのに、設備投資した途端にいきなりもうほとんど発注されないという状態になつた。おい、ちよつと困つたなど。

アップルといういろいろもめまして、取引を開始できるようなになつた。なつたら今度はどういふふうな言つたかというところ、今まで納入した分も含めて、最初に決めた金額ではなくて、今アップル社が台湾だったかどこかの会社と契約している金額との差額分をリベートとして払えと。とんでもない話だと私は思ふんですけども、契約の内容によつてそういうこともあり得るんだと思ひます。